サンプル

別途パブリックコメント実施予定

容量市場

メインオークション募集要綱（案）

（対象実需給年度：２０２４年度）

20XX 年 X 月 X 日　発行

電力広域的運営推進機関

目次

第１章　　はじめに 5
１. 容量市場創設の背景 5
２. 容量市場におけるオークションの種類 6
３. 募集要綱の位置付け 6
第２章　　注意事項 7
１. 一般注意事項 7
２. 守秘義務 7
３. 問い合わせ先 8
第３章　　募集概要 9
１. 募集スケジュール 9
２. 落札後のスケジュール（予定） 9
３. 募集内容 10
第４章　　参加登録 13
１. 参加登録の方法 13
２. 事業者情報の登録 13
３. 電源等情報の登録 14
４. 期待容量の登録 20
第５章　　応札方法 23
１. 応札方法 23
２. 応札の受付期間 24
第６章　　落札電源及び約定価格の決定方法 25
１.　落札電源の決定方法 25
２.　約定価格の決定方法 26
３.　需要曲線の概要 26
４. 約定結果の公表 27
５.　落札後の手続き等 27
６. 容量確保契約の締結結果の公表 28
第７章　　契約条件 29
１. 容量確保契約金額 29
２. 経過措置対象電源 29
３. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ 29
４. 交付について 44
５. その他 45

第1章　はじめに

１.容量市場創設の背景

かつての総括原価方式の枠組みの下では、発電投資は規制料金を通じて安定的に投資回収がなされてきました。総括原価方式と規制料金の枠組みによる投資回収の枠組みがない中では、原則として、発電投資は市場取引を通じて、又は市場価格を指標とした相対取引の中で投資回収されていく仕組みに移行していくと考えられます。このため、従来の総括原価方式下の状況と比較して大部分の電源に係る投資回収の予見性は低下すると考えられます。また、固定価格買取制度等を通じて再生可能エネルギーが拡大することになれば、従来型電源の稼働率が低下するとともに、再生可能エネルギーが市場に投入される時間帯においては市場価格が低下し、全電源にとって売電収入が低下すると考えられます。その結果、電源の将来収入見通しの不確実性が高まり、事業者の適切なタイミングにおける発電投資意欲を更に減退させる可能性があります。今後、電源投資が適切なタイミングで行われない場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化し、また電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じることが考えられます。そのため、国の審議会（電力システム改革貫徹のための政策小委員会）では、単に卸電力市場等に供給力の確保をゆだねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力を確保できるようにすることが整理されました。その上で、以下の点で最も効率的に中長期的に必要な供給力等を確保するための手段として、容量市場を創設すべきであると整理されました。

- あらかじめ必要な供給力を確実に確保すること
- 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

また、こうした措置は、投資回収の予見性を高めるための措置であり、必要な電源投資等のための総コストは変わらない、若しくはリスクプレミアム等の金利分減少することから、中長期的に見た小売電気事業者の負担はむしろ抑えられると整理されています。

上記整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」ならびに、資源エネルギー庁および電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において容量市場の詳細な制度設計の検討を進めてまいりました。

なお、容量市場の運営等に当たっては、全電気事業者が加入する中立機関であることや、供給計画の取りまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があるといった理由から、本機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすことが適当である旨が整理されています。

２.容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

<table>
<tr><td rowspan="3">容量市場</td><td rowspan="2">容量オークション
（右記オークションの総称）</td><td>メインオークション
実需給年度の 4 年前に実施する。</td></tr>
<tr><td>追加オークション
必要に応じて実需給年度の 1 年前に実施する。
調達オークションとリリースオークションがある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別オークション
安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。</td></tr>
</table>

３.募集要綱の位置付け

（１） このメインオークション募集要綱（以下「本要綱」）では、2024 年度を実需給年度とするメインオークション（以下「本オークション」）への参加を希望する事業者および電源等が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。

（２） 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。

（３） 落札した事業者は本機関との間で容量確保契約を締結していただきます。

第2章　注意事項

１.一般注意事項

（１）　本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱および容量確保契約書に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。

（２）　本オークションへの応札その他容量市場への参加（参加登録から実需給までの一連の行為を含む）にあたっては、本機関の定款、業務規程、および送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。

（３）　本要綱に係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

（４）　参加登録及び応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。

（５）　参加登録及び応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式な書面として扱います。

２.守秘義務

（１）　本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関及び容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員又は従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合はこの限りではありません。

- 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報又は自ら有していた情報（但し、自己の応札情報は除きます。）
- 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報

・第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

（２） 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第 8 条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国又は国の関係機関からの依頼により情報提供を行う場合があります。

（３） 参加登録申請者は、市場運営に必要な業務に関わる情報の取り扱いにあらかじめ同意するものとします。

３.問い合わせ先

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

【お問合せ先】
電力広域的運営推進機関　企画部
メールアドレス：〇〇

第3章　募集概要

１.募集スケジュール

（１）募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2020 年 3 月 2 日（月）～2020 年 3 月 6 日（金）	事業者情報の登録受付期間
2020 年 3 月 2 日（月）～2020 年 3 月 10 日（火）	事業者情報の審査期間
2020 年 3 月 11 日（水）～2020 年 3 月 31 日（火）	電源等情報の登録受付期間
2020 年 3 月 11 日（水）～2020 年 4 月 30 日（木）	電源等情報の審査期間
2020 年 5 月 7 日（木）～2020 年 5 月 21 日（木）	期待容量の登録受付期間
2020 年 5 月 7 日（木）～2020 年 6 月 19 日（金）	期待容量の審査期間
2020 年 6 月 24 日（水）	需要曲線の公表期日
2020 年 7 月 1 日（水）～2020 年 7 月 7 日（火）	応札の受付期間
2020 年 8 月 31 日（月）	約定結果の公表期日

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

（２）　事業者情報の登録にあたっては、事業者コード、系統コードおよびクライアント証明書の取得が必要です。（取得済の事業者が新たに取得する必要はありません）

（３）　電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

（４）　期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

２.落札後のスケジュール（予定）

期間	概要
約定結果の公表日～2020 年 10 月 30 日（金）	容量確保契約締結のための手続期間
2020 年 11 月	容量確保契約の締結結果の公表
2022 年度以降	作業停止計画の調整
2022 年度夏季（7～9 月）、冬季（12～2 月）	実効性テスト
2023 年 3 月	容量確保契約の変更又は解約の確認
2023 年 4 月	追加オークションの実施有無公表
2023 年 6 月	追加オークション実施（実施される場合）
2024 年 4 月 1 日（月）～2025 年 3 月 31 日（月）	実需給年度

※追加オークション実施に係るスケジュール等については別途公表します。

３.募集内容

（１） 募集量

「第 6 章　落札電源及び約定価格の決定方法」に記載される方法にて約定処理を行い、約定した量の総計が募集量となります。

（２） 実需給年度

2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

（３） 対象エリア

全国（ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除く）

（４） 参加登録が可能な事業者

日本国において法人格を有する電気供給事業者

（５） 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア　登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第４章 参加登録　４.期待容量の登録」を参照ください。

<table>
<tr><th colspan="2">容量を提供する電源等の区分</th><th>電源等要件</th></tr>
<tr><td colspan="2">安定電源</td><td>次の（ア）から（エ）のいずれかに該当し、期待容量が 1,000 キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。
(ア)水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）
(イ)火力電源
(ウ)原子力電源
(エ)再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変動電源</td><td>変動電源
（単独）</td><td>次の（ア）および（イ）のいずれかに該当し、期待容量が 1,000 キロワット以上の供給力を提供するもの。
(ア)水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</td></tr>
</table>

		(イ)再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）
	変動電源 （アグリゲート）	次の（ア）および（イ）のいずれかに該当する電源（ただし、同一供給区域に属しているものに限る。）を組み合わせることにより、期待容量が 1,000 キロワット以上の供給力を提供するもの。 (ア)期待容量が 1,000 キロワット未満の水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。） (イ)期待容量が 1,000 キロワット未満の再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）
発動指令電源		次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第１条第２項第８号に定める。）等により、期待容量が 1,000 キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供するもの。ただし、変動電源のみを組み合わせたものは除く。 (ア)安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物 (イ)特定抑制依頼 (ウ)期待容量が 1,000 キロワット未満の発電設備等

イ　相対契約の締結有無に関わらず本オークションに参加することができます。

ウ　1 計量単位内に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

エ　発動指令電源にて供給力を提供する場合は、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備することが求められます。

オ　以下の電源は容量オークションに参加できません。（該当する場合、電源等情報の登録は不可）

（ア）　FIT 電源（※1、※2）

（イ）　本機関の業務規程第 33 条に基づく電源入札で落札した電源

（ウ）　実需給年度中に供給力を提供できない電源（例：建設未完了、など）

（エ）　自家消費にのみ供される電源（※3）

（オ）　自己託送および特定供給のみに供される電源（※4）

（カ） 特定送配電事業者が利用する電源

※1：実需給年度の前年度までにFIT制度による買取期間が終了する電源は登録可能です。

※2：バイオマス混焼の場合は、FIT買取対象以外の部分（非FIT相当分）について登録可能です。ただし、石炭とバイオマスの混焼の場合は登録不可とします。

※3：自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。

※4：運用および契約の形態によって登録が可能な場合がありますので、個別にお問い合わせください。

（６） 応札単位

ア 安定電源、変動電源（単独）の応札単位は、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電又は供給地点（以下、「計量単位」）毎とします。

イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

ウ 応札容量の最小値は1,000キロワットです。なお、応札容量は1キロワット単位で登録できます。

第4章　参加登録

１.参加登録の方法

（１）　参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。
※事業者コード、系統コードおよびクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。

（２）　参加登録においては以下の 3 点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。

ア　事業者情報（応札手続きを行う事業者の情報）
イ　電源等情報（応札される電源等の情報）
ウ　期待容量（実需給年度において供給区域の供給力として期待できる上記電源等の容量）
※上記アで登録した事業者が、上記イおよびウの情報を登録する必要があります。事業者情報と電源等情報の紐づけを登録後に変更することはできません。

（３）　参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行って下さい。

２.事業者情報の登録

（１）　参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。

（２）　登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者の法人としての正式名称を登録してください。

登録項目
・事業者コード（※） ・参加登録申請者名 ・所在地 ・銀行口座 ・担当者名 ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、住所、所属部署） ・クライアント証明書のシリアル No（※） ・クライアント証明書の ID（※） ・クライアント証明書の ID の有効期限（※）

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

提出書類
容量市場への参加に伴う誓約書（別添様式〇参照）

（３） 登録項目及び提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

３.電源等情報の登録

（１） 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。

（２） 電源等情報の登録にあたっては、実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。

（３） 1 計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。

（４） 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。なお、1 計量単位に複数の号機（ユニット）を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機（ユニット）を電源等情報（詳細情報）に登録してください。
※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか１点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか１点
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・取次契約書
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運転開始年月	・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか１点

	調整機能の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	該当する場合は、電気需給契約書及び以下のいずれか1点を提出 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書
	FIT認定ID	参加登録の時点でFIT認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月（FIT認定ID入力有のみ要）	（提出書類なし）
	発電BGコード	（提出書類なし）
	需要BGコード・計画提出者コード	（提出書類なし）
	相対契約上の計画変更締切時間	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）

（５） 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。なお、1計量単位に複数の号機（ユニット）を有する場合は、全ての号機（ユニット）を電源等情報（詳細情報）として登録してください。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか１点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか１点
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・取次契約書
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運転開始年月	・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか１点

	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）

（６） 変動電源（アグリゲート）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源等リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）及び電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は 2021 年 2 月末日までに提出してください。

※提出書類は「第 3 章　募集概要　1. 募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

（リスト情報）

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報（基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	小規模変動電源リストの名称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）

（小規模変動電源リストの内訳情報）

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか１点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか１点
	所在地	（提出書類なし）
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運転開始年月	・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか１点

	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）

（７） 発動指令電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報（基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等リスト名	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	発動指令時の連絡先（電話番号、メールアドレス、住所、所属部署）	（提出書類なし）
	オンライン指令	実需給年度の前々年度までに、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を提出

（８） 提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。

（９） 登録項目及び提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

（１０） 電源等情報の登録以降に提出される書類（例：小規模変動電源リストに係る提出書類）が期日を過ぎても提出されない場合は電源等情報の登録が取り消され、市場退出となる場合があります。

４.期待容量の登録

（１） 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源等毎に期待容量を登録することができます。

（２） 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインおよび供給計画届出書の記載要領（以下「供計ガイドライン」）に基づき、算定します。
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	実績及び将来的な計画を踏まえて算定します。

（３） 期待容量はキロワット単位で登録してください。なお、変動電源（アグリゲート）は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源毎の期待容量を合算した値が期待容量となります。また、小規模変動電源は 0.1 キロワット単位で登録し、合算値を小数点以下第 1 位で四捨五入します。
※供計ガイドラインではメガワット単位ですのでご注意ください。

（４） 1 計量単位の中に FIT 電源と非 FIT 電源が混在する場合、期待容量は、非 FIT 分の期待容量で算定します。

（５） バイオマス混焼の FIT 電源（石炭混焼を除く）の期待容量は、以下のとおり算定します。
バイオマス混焼の FIT 電源の期待容量 ＝ 設備全体の期待容量 － （設備全体の期待容量 × 認定に係るバイオマス比率）

（６） 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	【供給計画届出書に計上されている電源】 ・供給計画内訳表（別添様式〇参照） 【供給計画届出書に計上されていない電源】 ・供給計画の届出に係るガイドライン等に基づいて期待容量を算定した書類 【バイオマス混焼設備】 ・バイオマス比率計算書 ・バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書の提出 のいずれか１点
変動電源（単独）	【供給計画届出書に計上されている電源】 ・供給計画内訳表（別添様式〇参照） 【供給計画届出書に計上されていない電源】・供給計画の届出に係るガイドライン等に基づいて期待容量を算定した書類
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	発動指令電源のビジネスプラン申請書（別添様式〇参照）

（７） 期待容量の登録に係る提出書類は原則として期待容量の登録時に提出していただきますが、以下に該当する場合は 2023 年 2 月末までに提出することが可能です。

・新設電源
・発電用の自家用電気工作物（余剰）
・設備更新に伴う増出力

（８） 期待容量及び提出書類を確認し、期待容量及び提出書類に不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知します。

第5章　応札方法

１.応札方法

（１）　本オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

（２）　参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。

（３）　応札情報として、応札容量（キロワット）及び応札価格（円/キロワット）を登録してください。

（４）　応札容量の最小値は1,000キロワットとし、応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は１キロワット単位で登録できます。

（５）　応札価格は１円単位で登録できます。

（６）　消費税等相当額は応札価格に含めないでください。落札後に締結する容量確保契約に基づく容量確保契約金額は外税方式で支払われます。

（７）　期待容量を登録した電源等毎に応札情報を登録してください。

（８）　容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は原則として第１価格決定方式で決定します。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアについてはこの限りではありません。（詳細は「第６章 落札電源及び約定価格の決定方法　２．約定価格の決定方法」を参照）

（９）　応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。

（１０）　応札の受付期間終了後は、応札情報の変更・取消はできません。

（１１）　本オークションに応札されなかった電源等（本オークションにおける期待容量の登録時点で供給力として確定していないものは除く）は、原則として、2024年度を実需給年度とする調達オークションに参加できません。上記によらず参加できる場合の条件については、調達オークション募集要綱にて公表します。

２.応札の受付期間

応札の受付期間は、「第３章　募集概要　１．募集スケジュール」を参照してください。

第6章　落札電源及び約定価格の決定方法

１．落札電源の決定方法

（１）　以下の手順にて落札電源を決定します。

ア　全国の需要曲線（詳細は本章の「3.需要曲線の概要」を参照）を作成し、応札価格が低い順に電源等を並べ、全国の供給曲線を作成します。

イ　全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から、落札電源を決定します。具体的には、需要曲線と交差する電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また、需要曲線と交差する電源等が複数存在する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

ウ　各エリアの落札量から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下、「供給信頼度」といいます。）をシミュレーションにより確認します。事前に設定した供給信頼度の基準（以下、「供給信頼度基準」といいます。）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。（詳細は以下（２）を参照）

※市場が分断していない複数のエリアの総称

エ　発動指令電源については調達上限容量を定め別途公表いたします。

（２）　市場が分断される場合の落札電源等の決定方法は以下の通りとします。

ア　供給信頼度基準に対して供給力が不足するエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札しなかった電源等のうち、応札価格が低い電源等から順に、供給信頼度基準が満たされるまで追加します。供給信頼度基準を満たした時点で、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、追加できる全ての電源等を追加しても供給信頼度基準を満たせない場合は、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

イ　供給信頼度基準に対して供給力が過剰となるエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札された電源等のうち、応札価格が高い電源等から順に減じた場合の供給信頼度を計算し、供給信頼度基準を満たす場合は当該電源等を減じます。上記アで追加した電源等の相当量以上となるまで当該電源等を減じます。残った電源のうち、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

2．約定価格の決定方法

（1） 原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし（第一価格決定方式）、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、下記（3）に該当する場合は、応札価格が約定価格となるマルチプライス方式が一部適用されます。

（2） 市場が分断される場合、エリア（ブロック）によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア（ブロック）においては、最後に追加した電源等の応札価格が当該エリアの約定価格（「エリアプライス」という）となります。電源等を減じたエリア（ブロック）においては、残った電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。

（3） 市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアで、別途公表する約定処理基準価格を当該エリアのエリアプライスが上回る場合は、約定処理基準価格を当該エリアのエリアプライスとします。また、落札された電源等のうち、エリアプライスを上回る価格で応札されている電源等については、それぞれの電源等の応札価格をもって約定価格とします。

3．需要曲線の概要

（1） 需要曲線は以下の考え方に基づき設定されます。

ア 入札価格による価格変動幅を小さくできる傾斜型の需要曲線を採用し、上限価格を設定します。

イ 安価に調達すること、安価であっても過剰に調達しないことを目的とするため下に凸型とし、目標調達量を下回ると急峻に立ち上がる形状とします。

ウ 需要曲線の具体的な形状は、以下のとおりです。

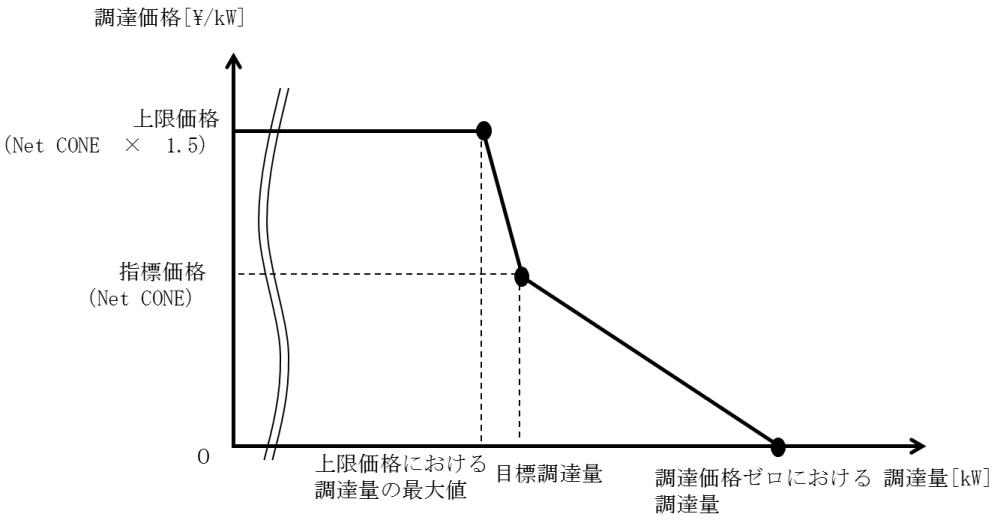

（２） 指標価格、目標調達量などの具体的な数値の公表時期は「第３章 募集概要　１．募集スケジュール」を参照してください。

（３） 本オークションにおける調達量は、上記（１）の目標調達量から、FIT 電源および電源入札制度を活用した電源の期待容量の合計を差し引いて算定し、別途公表します。

４.約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第３章　募集概要　１．募集スケジュール」を参照してください。

- エリア毎の約定総容量、約定価格および約定総額（マルチプライスでの約定分を除く）
- エリア毎のマルチプライスでの約定総容量および約定総額

５．落札後の手続き等

（１） 落札後は「第３章　募集概要　２．落札後のスケジュール（予定）」に基づき、容量確保契約を締結してください。

（２） 落札後に容量確保契約を締結しない場合、一定期間の容量オークションへの参加制限等の参入ペナルティが科される場合があります。

（３） 落札した電源等は、原則として供給計画に計上してください。ただし、落札した電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等は供給計画への計上は不要です。

６.容量確保契約の締結結果の公表

容量確保契約の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第 3 章　募集概要　２．落札後のスケジュール（予定)」を参照してください。

- エリア毎の契約締結総容量、約定価格および契約締結総額（マルチプライスでの約定分を除く）
- エリア毎のマルチプライスでの契約締結総容量および契約締結総額

第7章　契約条件

１.容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる予定の金額をいいます。約定価格（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）　＝ 約定価格（円/キロワット）　× 容量確保契約容量（キロワット）　× 経過措置係数（※1）－ 調整不調電源に科される経済的ペナルティ（円 ※2）

※1：「本章　２　経過措置対象電源」を参照

※2：「本章　３－２　安定電源　（１）」を参照

２.経過措置対象電源

（１）　経過措置対象電源は、2010 年度末までに建設された安定電源および変動電源（単独）とします。なお、2011 年度以降に、経過措置対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置対象とします。

（２）　経過措置対象電源の経過措置係数は 0.58（控除率は 0.42）とします。なお、経過措置対象電源以外の電源は経過措置係数を 1 とします。

（３）　１計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、経過措置対象電源の控除率を考慮して、設備容量にて加重平均して計量単位での経過措置係数を算定します。

（４）　同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し、本機関が認めた場合については、経過措置対象外とする場合があります。この場合、設備更新の内容および時期等が分かる資料（国又は国の関係機関に届出等されたものに限る）を提出していただきます。

３.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

３－１　全電源共通

（１）　リクワイアメント

実需給年度中において、容量を提供する電源区分毎に課されるリクワイアメントを達成し、供給力を提供することです。

（２）　アセスメント

ア　アセスメント結果を容量提供事業者に通知します。容量提供事業者は、通知されたアセスメント結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

イ　容量提供事業者から異議の申し出があった場合、申し出の内容を確認し、容量提供事業者にアセスメント結果の変更の有無及びアセスメント結果を変更した場合は変更内容を通知します。

（３）　ペナルティ（実需給年度前）

ア　容量提供事業者が容量確保契約に定めるリクワイアメントを達成できない場合、本機関は当該容量提供事業者に対し経済的ペナルティを科します。

イ　容量提供事業者が実需給年度の開始前に容量確保契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

ウ　市場退出時の経済的ペナルティの算定方法

（ア）容量確保契約の契約締結日から、「容量確保契約の変更又は解約の確認」（「第３章　募集概要　２.落札後のスケジュール（予定）」を参照）を行う期間が終了する日までに市場退出する場合は、以下の計算式で経済的ペナルティを算定します。

容量確保契約金額（円）　×　5%　×　退出容量（キロワット）　÷　容量確保契約容量（キロワット）

（イ）上記（ア）の容量確保契約の変更又は解約の確認期間が終了する日の翌日以降に市場退出する場合は、以下の計算式で経済的ペナルティを算定します。

容量確保契約金額（円）　×　10%　×　退出容量（キロワット）　÷　容量確保契約容量（キロワット）

エ　市場退出時の経済的ペナルティの調整

（ア）追加オークション終了後、本オークション及び追加オークションの実施有無及び結果に応じて、上記ウ－（ア）に定める市場退出時の経済的ペナルティを支払った容量提供事業者に対し、一部又は全額の返金を行うことにより、市場退出時の経済的ペナルティの調整が行われます。

（イ）以下の場合に、市場退出時の経済的ペナルティの調整が行われます。

a　調達オークションが実施されなかった場合、全額を返金します。

b　調達オークションが実施され、かつ調達オークションの約定価格が本オークションの約定価格以下となる場合、全額を返金します。

c　調達オークションが実施され、かつ調達オークションの約定価格から本オークションの約定価格を差し引いた額が本オークション約定価格に5%を乗じた額を下回る場合、既に支払っていただいた経済的ペナルティの額から本オークションと調達オークションの約定価格の差額に退出容量を乗じた額を差し引いた額を返金します。

オ　本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

カ　容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

キ　容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

（４）　ペナルティ（実需給年度中）

ア　容量提供事業者が容量確保契約に定めるリクワイアメントを達成できない場合、当該容量提供事業者に対し、経済的ペナルティが科されます。

イ　経済的ペナルティの年間上限額および月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源については、月間上限額はありません。

年間上限額（円）　＝　容量確保契約金額（円）×　110%

月間上限額（円）　＝　容量確保契約金額（円）×　18.3%

ウ　経済的ペナルティは、毎月算定します。

エ　容量提供事業者が市場退出する場合、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

オ　市場退出時の経済的ペナルティ算定方法

経済的ペナルティは以下のとおり算定します。

容量確保契約金額（円）　×　10%　×　退出容量（キロワット）　÷　容量確保契約容量（キロワット）

カ　経済的ペナルティの算定結果を容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティの算定結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

キ　容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

ク　容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該行為を行った容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

（参考）容量を提供する電源等の区分毎のリクワイアメントと本章での記載箇所

	リクワイアメント	実需給前	実需給中	
			平常時	需給ひっ迫のおそれがある時
安定電源	作業停止調整	３－２（１）	―	―
	余力活用に関する契約の締結（調整機能「有」の場合のみ）	３－２（５）	３－２（５）	３－２（５）
	容量停止計画	―	３－２（２）	３－２（２）
	市場応札	―	３－２（３）	３－２（３）
	一般送配電事業者からの供給指示への対応	―	―	３－２（４）
変動電源（単独）	容量停止計画	―	３－３	３－３
変動電源（ｱｸﾞﾘｹﾞｰﾄ）	容量停止計画	―	３－４	３－４
発動指令電源	実効性テスト	３－５（１）	―	―
	一般送配電事業者からの発動指令への対応	―	―	３－５（２）

３－２　安定電源

（１）　電源の作業停止計画の調整

ア　リクワイアメント

安定電源により供給力を提供する容量提供事業者（以下「安定電源提供者」）は、本機関又は一般送配電事業者が実需給年度の 2 年前に実施する電源の計画停止調整業務において、自らの作業停止計画を調整することに応じてください。

イ　アセスメント

本機関は、電源の作業停止計画の調整を以下の手順で実施します。

(ア)本機関は実需給年度の 2 年前に電源の作業停止計画を取りまとめます。

(イ)電源の作業停止計画の調整が必要な場合、本機関又は一般送配電事業者は、調整が必要な時期に電源の作業停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。

（ウ）電源の計画停止調整業務を実施した結果、供給信頼度確保へ影響を与える場合（※）、および追加設備量を利用する場合（※）に、作業停止計画を調整することに応じられなかった電源を調整不調電源とします。

※基準については別途公表します。

ウ　経済的ペナルティ

（ア）本機関は、調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、以下の計算式により、調整不調電源に科される経済的ペナルティの額を算定します。ただし、本機関が電源の作業停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により一般送配電事業者と電源の作業停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

a　追加設備量を利用する場合

約定価格 × 容量確保契約容量 × 経過措置係数 × 0.3% × 調整不調の日数

b　供給信頼度確保へ影響を与える場合

約定価格 × 容量確保契約容量 × 経過措置係数 × 0.6% × 調整不調の日数

（２）　余力活用に関する契約の締結

ア　リクワイアメント

「第４章 参加登録 ３－（４）」にて、調整機能（需給調整市場における商品の要件を満たす機能を指します）を「有」と登録した電源については、余力活用に関する契約を一般送配電事業者と締結していただきます。

イ　アセスメント

一般送配電事業者と締結した余力活用に関する契約を締結したことを証する書類の写しを提出していただきます。

ウ　経済的ペナルティ

余力活用に関する契約を締結しない場合（やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合を除く）の経済的ペナルティは以下の計算式で算定します。

経済的ペナルティ(円) ＝ 容量確保契約金額(円) × 10%

※市場退出したものとして扱います。「本章３－１ 全電源共通（３）」に記載の市場退出に係るペナルティが、別途科されることはありません。

（３）　容量停止計画

ア　リクワイアメント

実需給中において、電源等を容量確保契約容量以上の供給力を提供できる状態に維持することを原則とします。ただし、電源等の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（以下「容量停止計画」という）を提出する場合、180 日相当を上限に認めることとします。

イ　アセスメント

本機関は、以下の方法により、毎月、アセスメントを実施します。

(ア)安定電源提供者は、本機関がアセスメントを実施するために必要となる情報を、容量市場システムを通じて提出していただきます。具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

(イ)本機関は、提出された情報を基に、30 分単位（以下「コマ」という）でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。

(ウ)容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、容量確保契約容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、容量確保契約容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイメント未達成コマを算定します。

(エ)容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合、又は、提出された容量停止計画が、一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記（ウ）で算定したリクワイアメント未達成コマに 5 を乗じます。

a　実需給月の前月下旬までに、容量停止計画が提出されている場合

b　週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日 17 時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る）

c　容量停止計画の期間が、休日又は夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る）

＜需給状況に応じたリクワイメント未達成コマの算定方法＞

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数×１	未達成コマ数×１	未達成コマ数×１	未達成コマ数×５
需給ひっ迫のおそれがある時	未達成コマ数×１	未達成コマ数×５	未達成コマ数×５	未達成コマ数×５

(オ)上記（ウ）および（エ）により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

ウ　経済的ペナルティ

(ア)リクワイアメント未達成コマ総数が 8,640 コマ（180 日相当）を超過した場合
8,640 コマを超過したリクワイアメント未達成コマに対して、経済的ペナルティが科されます。

(イ)上記（ア）に該当する場合、経済的ペナルティを以下の計算式により算定します。

経済的ペナルティ（円） ＝ 容量確保契約金額（円） × 実需給月におけるリクワイアメント未達成コマ総数（コマ）× 0.0125 %（/コマ）

（4） 市場応札

ア リクワイアメント

容量停止計画を提出していないコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力市場等に応札することを原則とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力市場等に応札する量を減少することができます。

(ア)小売電気事業者等との間で相対契約等を締結している場合において、相対契約等における計画変更の締切時刻以降に応札可能な市場が存在しない場合

(イ)前日断面の需給バランス評価において、需給ひっ迫のおそれがないと判断された期間において、燃料制約等の制約がある場合

(ウ)前日断面の需給バランス評価において、需給ひっ迫のおそれがないと判断された期間において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合

(エ)電源が提供できる供給力の最大値が、容量確保契約容量以上の場合

(オ)その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

イ アセスメント

本機関は、以下の方法により、毎月アセスメントを実施します。

(ア)安定電源提供者は、本機関がアセスメントを実施するために必要となる情報を、容量市場システムを通じて提出していただきます。具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

(イ)本機関は、提出された情報を基に、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。

(ウ)本機関は、上記「ア リクワイアメント （ア）～（オ）」に該当しない場合、小売電気事業者が活用しない余力から卸電力市場等に応札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。

(エ)前日の需給バランス評価において需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、バランス停止している電源が起動し、需給ひっ迫のおそれがあると判断された

期間に供給力を提供できない場合、本機関は、安定電源提供者にその理由を問い合わせることがあります。

ウ　経済的ペナルティ

(ア)需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、アセスメントにおいて算定したリクワイアメント未達成量に基づき、経済的ペナルティを算定します。

(イ)経済的ペナルティは以下の計算式で算定します。

経済的ペナルティ(円) ＝ リクワイアメント未達成量(キロワット時) × 容量確保契約金額（円） ÷ （容量確保契約容量（キロワット） × 1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間（時間））

（5） 一般送配電事業者からの供給指示への対応

ア　リクワイアメント

前日断面の需給バランス評価において需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の余力を供給力として提供することを原則とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(ア)安定電源提供者が供給力を提供するために用いる電源等と一般送配電事業者との間 で給電申合書等が締結されていない場合

(イ)一般送配電事業者が直接的に出力を制御できる電源の場合

(ウ)その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

イ　アセスメント

本機関は以下の方法により、毎月アセスメントを実施します。

(ア)安定電源提供者は、本機関がアセスメントを実施するために必要となる情報を、容量市場システムを通じて提出していただきます。具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

(イ)上記上記「ア　リクワイアメント　（ア）～（ウ)」のいずれにも該当しない場合において、一般送配電事業者からの指示に応じて電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイメント未達成量とします。

ウ　経済的ペナルティ

(ア)需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、アセスメントにおいて算定したリクワイアメント未達成量に基づき、経済的ペナルティを算定します。

(イ)経済的ペナルティは以下の計算式で算定します。

経済的ペナルティ（円） ＝ リクワイアメント未達成量（キロワット時）× 容量確保契約金額（円） ÷ （容量確保契約容量（キロワット） × 1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間（時間））

３－３　変動電源（単独）

（１）　容量停止計画

ア　リクワイアメント

変動電源により供給力を提供する容量提供事業者（以下「変動電源提供者」）は、実需給中において、電源等を容量確保契約容量以上の供給力を提供できる状態に維持することを原則とします。ただし、電源等の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（以下「容量停止計画」という）を提出する場合、180 日相当を上限に認めることとします。

イ　アセスメント

本機関は、以下の方法により、毎月、アセスメントを実施します。

(ア)変動電源提供者は、本機関がアセスメントを実施するために必要となる情報を、容量市場システムを通じて提出していただきます。具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

(イ)本機関は、提出された情報を基に、30 分単位（以下「コマ」という）でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について変動電源提供者に確認することがあります。

(ウ)容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、容量確保契約容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、容量確保契約容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイメント未達成コマを算定します。

(エ)容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合、又は、提出された容量停止計画が、一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記（ウ）で算定したリクワイアメント未達成コマに 5 を乗じます。

a　実需給月の前月下旬までに、容量停止計画が提出されている場合

b　週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日 17 時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る）

c　容量停止計画の期間が、休日又は夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る）

＜需給状況に応じたリクワイメント未達成コマの算定方法＞

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数×１	未達成コマ数×１	未達成コマ数×１	未達成コマ数×５
需給ひっ迫の	未達成コマ数×１	未達成コマ数×５	未達成コマ数×５	未達成コマ数×５

おそれがある時				

(オ)上記（ウ）および（エ）により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

ウ　経済的ペナルティ

(ア)リクワイアメント未達成コマ総数が 8,640 コマ（180 日相当）を超過した場合 8,640 コマを超過したリクワイアメント未達成コマに対して、経済的ペナルティが科されます。

(イ)上記（ア）に該当する場合、経済的ペナルティを以下の計算式により算定します。

経済的ペナルティ（円）　＝ 容量確保契約金額（円）　× 実需給月におけるリクワイアメント未達成コマ総数（コマ）× 0.0125（%/コマ）

３－４　変動電源（アグリゲート）

（１）　容量停止計画

ア　リクワイアメント

変動電源提供者は、実需給中において、電源等が容量確保契約容量以上の供給力を提供できる状態を維持することを原則とします。ただし、電源等の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等については、180 日を上限に認めることとします。

イ　アセスメント

本機関は以下の方法により、毎月アセスメントを実施します。

(ア)変動電源提供者は、本機関がアセスメントを実施するために必要となる情報を、容量市場システムを通じて提出していただきます。具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

(イ)本機関は、供給信頼度評価に基づき、電源種別の特性に応じた各月の送電可能電力量を算定します。

(ウ)本機関は、提出された情報を基に、毎月アセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について変動電源提供者に確認する場合があります。

(エ)本機関は、送電可能電力量に対して送電電力量が不足している場合、不足した容量をリクワイメント未達成量とします。

(オ)本機関は、リクワイメント未達成量を用いて、以下の計算式でリクワイアメント未達成コマ数を算定します。ただし、需給ひっ迫のおそれがあると判断され

たコマが存在する場合、当該コマ数を控除した上でリクワイメント未達成コマ数を算定します。

リクワイアメント未達成コマ数 ＝ リクワイアメント未達成量（キロワット時） ÷ 送電可能電力量（キロワット時） × （当該月の日数 × 48 － 需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマ数）

(カ)本機関は、需給ひっ迫のおそれがあるコマについては、以下の計算式でリクワイアメント未達成コマ数を算定します。

リクワイメント未達成コマ数 ＝ リクワイアメント未達成量（キロワット時） ÷ 送電可能電力量（キロワット時） × 需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマ数 × 5

(キ)上記（オ）および（カ）により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

ウ　経済的ペナルティ

(ア)リクワイアメント未達成コマ総数が 8,640 コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。

(イ)上記（ア）に該当する場合の経済的ペナルティは以下の計算式で算定します。

経済的ペナルティ（円）＝ 約定価格（円/キロワット）× 容量確保契約容量（キロワット）× 経過措置係数 × （リクワイアメント未達成コマ総数 － 8640） × 0.0125 %（/コマ）

３－５　発動指令電源

（１）　実効性テスト

ア　リクワイアメント

(ア)発動指令電源により供給力を提供する容量提供事業者（以下「発動指令電源提供者」）は、実需給年度の 2 年前の夏季（7～9 月）又は冬季（12～2 月）に実効性テストを受け、容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを確認することとします。ただし、以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができます。

a　実需給年度の前々年度に実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合

b　確定する期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を提供した際の電源等リストを構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合

c　本機関が合理的と判断した場合

（イ）発動指令電源提供者は、本機関が指定する日までに、電源等リストを提出して下さい。電源等リストに記載する項目は以下のとおりです。

a　電源等リストの具体的な登録項目及び提出書類（電源の場合）

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか１点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか１点（※）
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運転開始年月	・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか１点
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

	特定契約終了年月	なし

※電源の制御にあたって蓄電設備等を活用する場合は、仕様書等（蓄電容量、出力等が分かる資料）を必要に応じて提出していただきます。

b　電源等リストの具体的な登録項目及び提出書類（需要家の場合）

	登録項目	提出書類
電源等情報（基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
	需要家名	・需要家との合意書等
	供給地点特定番号	・検針票　等

（ウ）発動指令電源提供者は、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備する必要があります。なお、新規でオンライン機能の具備のために必要な装置等を設置する場合は、設置に必要な工期も踏また上で、一般送配電事業者に申込みの手続きを行って下さい。

（エ）実効性テストでは、一般送配電事業者からの発動指令に基づき 3 時間継続して供給力を提供していただきます。なお、一般送配電事業者からの発動指令は、供給力の提供を開始する時刻の 3 時間前までに実施されます。

イ　アセスメント

本機関は、以下の方法により、アセスメントを実施します。

（ア）発動指令電源提供者は、本機関がアセスメントを実施するために必要となる情報を、容量市場システムを通じて提出していただきます。具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

（イ）本機関は、提出された情報を基に、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。

（ウ）実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を算定する際の考え方については、以下のとおりです。

a　需要抑制の発動実績については、各エネルギーリソースのベースラインから計量値を控除した値とします。なお、ベースラインについては、原則として、2019 年 4 月 1 日付け「エネルギー・リソース・アグリゲーション・

ビジネスに関するガイドライン」に基づき算定していただきます。ただし、代替ベースラインについては対象外とします。

b　電源の発動実績については、各エネルギーリソースの計量値からベースラインを控除した値になります。なお、ベースラインはゼロとします。

c　上記ａおよびｂの合計を実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）とします

(エ)発動指令電源提供は、夏季および冬季それぞれ１回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます。なお、実効性テストの結果の提出にあたっては、初回および再実施いずれかの結果を、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出いただきます。

(オ)一般送配電事業者からの発動指令に基づき、2 日連続で実効性テストを実施した場合は、1 日目、2 日目、および 2 日間の平均値のいずれかを、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出いただきます。

※3 日以上連続する実効性テストは実施しません。

(カ)本機関は、実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が、容量確保契約容量未満の場合、不足する容量を実効性テスト未達成量とします。なお、以下の場合は、容量確保契約容量の全量を実効性テスト未達成量とします。

a　前項（ア）により求められる情報を提出しなかった場合

b　実効性テスト結果時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績が 1,000 キロワットを下回った場合

(キ)実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が、容量確保契約容量より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。ただし、全ての実効性テスト時の期待容量又は実効性テスト以外の発動実績を合計した値が、別途定められる発動指令電源の調達上限容量を超過する場合は、この限りではありません。

ウ　経済的ペナルティ

実効性テストの未達成による経済的ペナルティは以下の計算式で算定します。

経済的ペナルティ(円) ＝ 約定価格(円/キロワット) × 5% × 実効性テスト未達成量(キロワット)

※実効性テスト未達成量相当が市場退出したものとして扱います。「本章３－１全電源共通（３）」に記載の市場退出に係るペナルティが、別途科されることはありません。

（２） 一般送配電事業者からの発動指令への対応

ア　リクワイアメント

一般送配電事業者からの発動指令に応じて、容量確保契約容量以上の供給力を年間で最大 12 回、かつ 1 回の発動につき 3 時間継続して提供することとします。なお、一般送配電事業者からの発動指令は、供給力の提供を開始する時刻の 3 時間前までに実施されます。また、発動指令は 1 日 1 回を限度とします。

※上記リクワイアメントに関わらず、一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。(ペナルティの対象外)

イ　アセスメント

本機関は、以下の方法によりアセスメントを実施します。

(ア)発動指令電源提供者は、本機関がアセスメントを実施するために必要となる情報を、容量市場システムを通じて提出していただきます。具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。

(イ)本機関は、提出された情報を基に、コマ単位でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。

(ウ)提供した供給力の算定に関する考え方については、以下のとおりです。

a　需要抑制の発動実績については、各エネルギーリソースのベースラインから計量値を控除した値とします。なお、ベースラインについては、原則として、2019 年 4 月 1 日付け「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に基づき算定していただきます。ただし、代替ベースラインについては対象外とします。

b　電源の発動実績については、各エネルギーリソースの計量値からベースラインを控除した値になります。なお、ベースラインについては、ゼロとします。

c　上記 a および b を電源等リスト毎に合計した値を発動実績とします。

(エ)本機関は、一般送配電事業者からの発動指令に応じて提供した供給力が、容量確保契約容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量として算定します。

ウ　経済的ペナルティ

経済的ペナルティは以下の計算式で算定します。

経済的ペナルティ(円) ＝ 約定価格(円/キロワット) × 容量確保契約容量(キロワット) × 110% ÷ (容量確保契約容量(キロワット) × 36) × リクワイアメント未達成量(キロワット)

4.交付について

（１） 容量確保契約金額を 12 等分した金額から各月の経済的ペナルティを差し引いた額を月毎に交付します。

（２） 消費税等相当額は外税方式により交付します。

（３） 交付は上記（１）の月毎の交付額を事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。なお、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。

（４） 経済的ペナルティ等により月毎の交付額が 0 円を下回る場合、本機関は容量提供事業者から当該不足金額を徴収します。(振込手数料は、容量提供事業者の負担となります)

５.その他

（１） 容量提供事業者は容量確保契約に基づき電源等差替が可能です。

（２） 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取り扱いを検討し、関係する事業者等に通知又は公表いたします。

（３） 戦争、大規模自然災害、容量確保契約締結後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、および送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。

（４） 容量提供事業者が容量市場への参加に伴う誓約書に違反した場合、本オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、および容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解約できるものとします。この場合、市場退出によるペナルティの他に、参入ペナルティが科される場合があります。